

政令第 号

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第六十条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「第五十條の七第五項」の下に「、第五十六條の二の二十二」を加える。

附則

この政令は、港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。

理由

港湾法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、港湾管理者に対する国土交通大臣の報告徴収及び技術的な援助の職権を地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができることとする必要があるからである。